指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

１　人員に関する事項

　（１）利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という。）を定めるなど、サービス提供の継続性を重視した運営に配慮すること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、委託先である指定居宅介護事業所と連携し、同様の配慮に努めるものとする。

（２）一の世話人等が複数の共同生活住居の世話人等を兼務することは可能であるが、この場合、兼務する共同生活住居の配置状況を勘案した上で、各共同生活住居ごとの入居者の個別支援計画書に記載された支援時間帯等に応じた支援が適切に行えるよう共同生活住居ごとの世話人等の勤務体制に配慮すること。

（３）複数の共同生活住居がある指定共同生活援助事業所は、新規指定申請時や人員配置基準の見直し時、共同生活住居数の変更時など、人員配置の確認のために従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）を指定権者へ提出する場合にあっては、事業所全体の勤務体制に加えて共同生活住居ごとの勤務体制を明らかにした勤務形態一覧表を添付すること。なお、サテライト型住居に係る勤務形態一覧表については、その本体住居と合わせて作成することとし、勤務形態一覧表の様式中（＜備考＞欄等）に、サテライト型住居の利用者に対する支援方法について明記すること。

　（４）土曜日、日曜日、祝日等で各共同生活住居に専任の世話人等の配置がなく、一の世話人等が複数の共同生活住居を巡回して支援を行うなど、共同生活住居ごとの勤務体制の記載が困難な場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表の様式中（＜備考＞欄等）に明記すること。

　（５）入居者に対する支援時間帯の変更が生じた場合等には、指定権者への変更の届出等は要しないが、上記（２）を踏まえ、事業者において、世話人等の勤務体制を適切に変更し、勤務形態一覧表など、その内容が確認できる記録を保管すること。（実地指導時等に記録の確認を行う場合がある。）

　（６）世話人等の配置がない日（世話人等による支援が行われていない日）については、報酬を算定することはできない。

２　構造等に関する事項

　共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する

一つの建物をいう。

　ただし、サテライト型住居については、本体住居とは別の場所にあって、原則として、台所、トイレ、洗面所、風呂等日常生活を送る上で必要な設備を有するものとする。

また、マンション等の建物においては、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸をそれぞれ一つの共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど､これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を合わせて一つの共同生活住居として捉えるものとする。なお、後者の場合には、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備等（原則として、利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを有するもの。）の共用設備を、申請又は届出書類の添付資料である平面図上に明確に記載すること。

３　設置場所等に関する事項

（１）基本方針

　　　　共同生活住居は、利用者のさらなる地域移行が促進されるよう住宅地又は　　　住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域　　　に設置すること。

　（２）日中活動事業所との関係

　共同生活住居は､次のアからウまでのすべての要件を満たす場合に限り、日中活動事業所（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する事業所（従たる事業所及び作業場を含む。）をいう。以下同じ。）と同一敷地内への設置（以下「同一敷地内設置」という。）をすることができる。

※同一敷地とは、単に敷地が同一の所有関係にあるかどうかで判断するので

はなく、一体的に利用可能な一団の土地をいう。

ア　管理･運営面において、日中活動事業所からの独立性が確保されているこ

と。なお、指定共同生活援助事業所と日中活動事業所との職員の兼務については、利用者の支援に支障がない場合、指定基準で認められていることを踏まえ、職員の兼務のみをもって管理・運営面での独立性を判断しないものとする。

イ　公道から共同生活住居の玄関への経路が、日中活動事業所の建物を経路するものに限定されるような建物配置となっていないこと。

ウ　共同生活住居を日中活動事業所と同一建物内に設置しようとする場合に

あっては､それぞれの事業所の玄関が別に確保されている等､機能的に完全に独立した構造となっていること。

４　運営に関する事項

（１）基本方針

事業者は、共同生活住居の運営に当たっては、地域住民との交流や町内会活動への参加など利用者のさらなる地域移行の促進に努めること。また、その取組が確認できるよう事業所において記録を保管すること。（実地指導や施設整備補助要望等の際に確認する場合がある。）

　（２）同一敷地内設置の日中活動事業所との関係

共同生活住居の利用者による同一敷地内設置の日中活動事業所の利用（以

下「同一敷地内併用」という。）は、次のアからオまでのすべての要件を満たす場合に限り認めるものとする。

ア　入居予定者及びその家族等に周辺の日中活動事業所の配置等について十

分説明すること。

イ　上記アを踏まえ、入居予定者及びその家族等の意向を十分確認すること。

ウ　上記イの意向確認に当たっては、相談支援事業所の関与を求めるよう努

めること。

エ 上記アからウまでの手続を経た上で、同一敷地内併用を行うことが予想

される場合には、指定特定相談支援事業所が当該利用にかかるサービス等利用計画(案)を支給決定市町村に提出する際に、その必要性などを含めて申し出て、当該市町村から必要な指示等を受けるよう努めること。

オ　上記アからエまでの手続きについては、その事実が確認できるよう事業

所において記録を保管すること。（実地指導等において確認する場合がある。）

５　その他

　　指定共同生活援助事業所の指定申請や共同生活住居の増改築、設備の変更等を行う場合は、必ず指定権者に事前協議を行うこと。

附　則

　この指針は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

　この指針は、平成２６年７月１日から適用する。